

海区漁場計画(素案)

1 漁業権に関する事項

公示番号	漁場の位置 (漁場名)	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
一区第14号	久慈市湊町久慈浜地先(沖久慈浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度11.852分、東経141度49.478分 イ点 北緯40度11.913分、東経141度49.636分 ウ点 北緯40度11.730分、東経141度49.756分 エ点 北緯40度11.669分、東経141度49.599分	第一種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和3年10月1日から令和5年8月31日まで	個別漁業権	—	ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第120号	宮古市白浜地先(白浜)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度36.699分、東経141度58.442分 イ点 北緯39度36.845分、東経141度58.265分 ウ点 北緯39度37.451分、東経141度58.909分 エ点 北緯39度37.396分、東経141度58.975分 オ点 北緯39度37.315分、東経141度58.892分 カ点 北緯39度37.155分、東経141度59.145分 キ点 北緯39度36.996分、東経141度58.990分 ク点 北緯39度37.149分、東経141度58.730分 ケ点 北緯39度36.979分、東経141度58.537分 コ点 北緯39度36.944分、東経141度58.586分 サ点 北緯39度36.904分、東経141度58.548分 シ点 北緯39度36.854分、東経141度58.628分	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和3年10月1日から令和5年8月31日まで	団体漁業権	宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜	イ点及びイ点と北緯39度37.577分、東経141度59.041分の点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第152号	宮古市白浜地先(長磯前)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度37.396分、東経141度58.975分 イ点 北緯39度37.451分、東経141度58.909分 ウ点 北緯39度37.577分、東経141度59.041分 エ点 北緯39度37.525分、東経141度59.102分	第一種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和3年10月1日から令和5年8月31日まで	個別漁業権	—	(1) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。 (2) ウ点の最寄りの施設にあっては夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第204号	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先(仲網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.612分、東経141度57.620分 イ点 北緯39度22.906分、東経141度57.565分 ウ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分 エ点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分	第一種区画漁業	わかめ養殖業 ほたてがい垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和3年10月1日から令和5年8月31日まで	個別漁業権	—	ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
一区第233号	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先(金ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.391分、東経141度57.114分 イ点 北緯39度22.434分、東経141度57.019分 ウ点 北緯39度22.536分、東経141度57.027分 エ点 北緯39度22.722分、東経141度57.245分 オ点 北緯39度22.906分、東経141度57.565分 カ点 北緯39度22.612分、東経141度57.620分	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業 さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和3年10月1日から令和5年8月31日まで	団体漁業権	上閉伊郡大槌町	ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 漁業の免許予定日

令和3年10月1日

4 申請期間

令和3年 月 日から同年 月 日まで